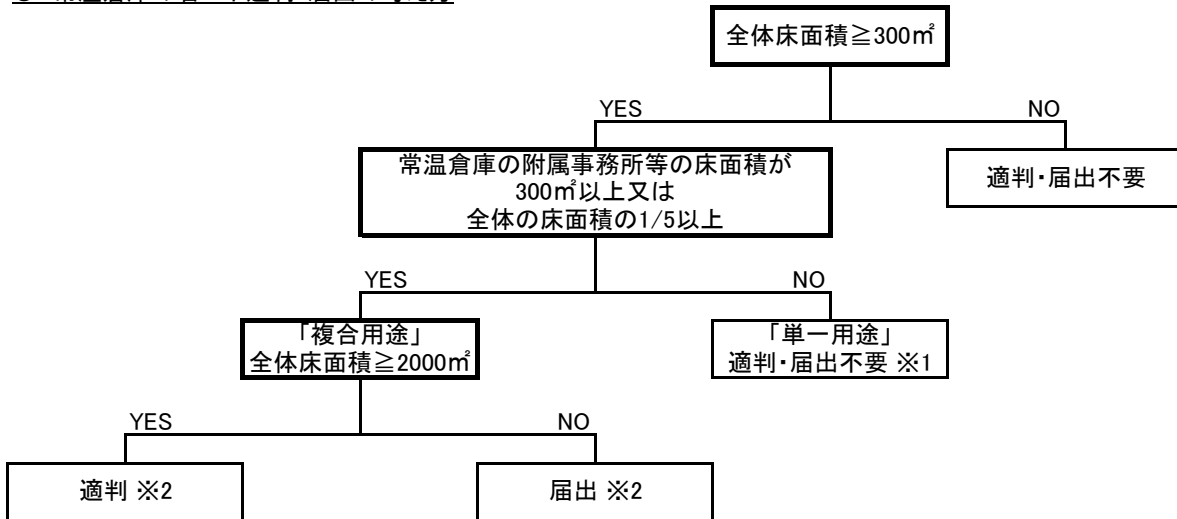


常温倉庫・工場の省エネ法 適判・届出の判断例

平成31年4月1日
栃木市都市整備部建築課

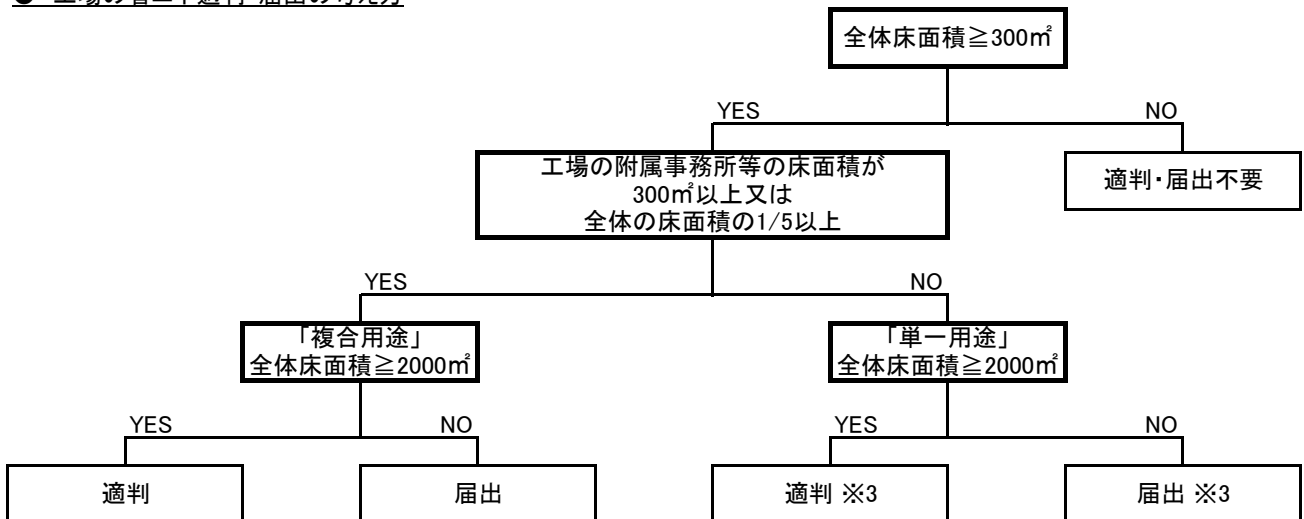
同じ建築物に複数の用途がある場合、工場用途の建築物の場合の適用除外・算定方法について例を示します。建築物の用途により適判・届出の判断が煩雑になる場合や、適判の申請は必要でも手数料が不要の場合がありますので判断に迷う場合は事前にご相談ください。

● 常温倉庫の省エネ適判・届出の考え方



- ※1 附属する用途部分が小さく、建築物全体を常温倉庫としてみなすため適判・届出の適用除外となります。
- ※2 適判・届出の対象となった場合、常温倉庫部分も1次エネルギー消費量の算定の対象となります。

● 工場の省エネ適判・届出の考え方



- ※3 照明設備(倉庫・屋外駐車場又は駐輪場に限る)、昇降機、太陽光設備(売電用は除く)が無い場合評価する設備はありませんが、適判・届出は必要です。この場合は手数料不要です。